

ビズ・コンサルティング・ジャパン株式会社

データセンターサービス 利用規約

第1章 総則

第1条（規約の適用）

本規約は、ビズ・コンサルティング・ジャパン株式会社（以下「甲」）が提供するデータセンターサービスにおいて、利用者の皆様（以下「乙」）との間に生ずる一切の關係に適用されるものとします。

第2条（規約の変更）

甲は乙に承諾を得る事無く、本サービスや本規約を変更する場合があります、乙はこれを承諾するものとします。

第3条（サービス内容）

甲は、本規約に定めるサービスとして、下記のいずれか又は組み合わせた内容を提供します。

- (1) サーバホスティングサービス
- (2) サーバハウジングサービス
- (3) クラウドホスティングサービス（甲が、乙が提供するクラウド基盤を用いたホスティングサービスを、乙の定める規約に従い利用できるサービス）
- (4) 回線サービス
- (5) インターネットサービス
- (6) 上記(1)～(5)に関する技術サポート

第4条（通知方法）

甲から乙に対する通知は、本規約及び細則に特に定めない限り、甲が運営するウェブサイト上への掲示、又は乙が利用時に登録している電子メールアドレス宛に電子メールを送信する方法により行います。

甲が乙に対して前項記載の方法により通知した場合において、甲からの通知が乙に到達しなかったとしても、当該不到達に起因して発生した損害について、甲は一切責任を負わないものとします。

第2章 利用申込等

第5条（申込の成立）

本サービスの利用希望者は、本規約の内容を承諾した上で、甲の定める方法にて、必要事項を添えて申し込むものとします。

前項に際して、甲が必要と判断した場合、利用者確認のための資料を提出していただくことがあります。

第6条（利用申込の拒絶・取消）

申込後、乙が以下のいずれかに該当することが判明した場合、甲は、その申込みを拒絶し、又は取り消し、将来にわた

って利用資格を与えない場合があります。

- (1)乙が申請時に虚偽の内容を記入した場合
- (2)乙が申込をした時点で、本規約の違反等により利用資格の停止処分中であり、又は過去に本規約の違反等で処分を受けたことがある場合
- (3)乙が申込をした時点で、乙の現在使用する本サービスの利用料金の支払が滞っている、又は過去の支払が滞ったことがある場合
- (4)申込内容が明らかに不適切であると、甲が判断した場合
- (5)その他、乙が甲の本サービスを利用することにより、甲の本サービス提供に重大な支障をきたすと判断した場合

第7条（利用開始日）

乙が本契約申込の意思を示す場合、甲が申込みを承認した日をもって本申込は成立します。

甲が乙に通知するサービス利用開始可能日をもって、乙に請求する料金の起算を始めるものとします。

第8条（最低利用期間）

各サービスの最低利用期間及び料金計算は以下のとおりです。

| サービス名 | 最低利用期間 | 料金計算 |
|----------------|--------|------|
| サーバホスティングサービス | 1年 | 月単位 |
| サーバハウジングサービス | 1年 | 月単位 |
| クラウドホスティングサービス | 3ヶ月 | 月単位 |
| 回線サービス | 1年 | 月単位 |
| インターネットサービス | 1年 | 年単位 |

乙は、最低利用期間内に本サービスの利用を解除する場合、本サービスの残存期間に相当する分の代金を一括して甲に対し支払うものとします。

但し甲と乙の間で別途最低利用期間に関する契約書が交わされている場合は、契約書の内容に従うものとします。

第9条（利用の停止）

以下の場合、甲は理由の如何に関わらず乙に対する本サービスの提供をただちに中止し、乙に対し利用資格の停止処分を行うものとします。

また、規約違反により甲に損害を与えた場合には、甲が乙に対し損害賠償請求することができます。

- (1)乙が甲に対して虚偽の申告をした場合
- (2)乙が本規約に違反する行為を行った場合
- (3)乙が甲の電気通信設備の利用もしくは運営に支障を与える行為をした場合又はするおそれがある場合
- (4)本規約第12条に定める通り料金の支払いが無い場合
- (5)乙が法令に抵触又は明らかに公序良俗に反する内容でサービスを利用した場合
- (6)その他甲が乙の本サービスの利用について不適切と判断した場合

また、上記理由でサービスの提供を中止したことにより乙に生じた損害等については、甲は一切責任を負わないものとします。

第10条（変更の届出）

乙は申込時に申告した内容に変更があった場合、直ちに甲へ通知するものとします。変更の届出は、乙が甲に変更完了を連絡した時点で受理され有効となります。

第11条（契約終了）

乙は利用サービスの最低利用期間経過後に全部又は一部の解約を希望した場合、甲への書面による通知日より翌々月末日にて、本契約を終了することができます。但し、契約更新時に甲から別途期間満了日が示されている場合は、その期間満了日をもって契約を終了することとします。

利用の如何に関わらず、ご入金済みの料金、残り契約期間分の返金はしないものとし、本サービスの契約終了日までの残存期間に相当する分の代金を一括して甲に対し支払うものとします。

契約終了時、データのバックアップ等は乙の自己責任において行い、甲はサービス提供終了後のデータ保持に関して何ら関与しないものとします。また、甲はデータのバックアップ等の責任を一切負わないものとします。

第3章 料金等

第12条（利用料金の支払方法）

乙は本サービスの利用料金を、甲の定める支払方法にて支払うものとします。また、金融機関に支払う振込手数料その他の費用は乙の負担とします。

乙が、甲の指定した支払方法以外で入金をした場合、又その他乙の責めに帰すべき要因により乙に生じた損害に関して、甲は一切の責任を負わないものとします。

第13条（利用の継続）

契約期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙が相手方に対して何ら意思表示がない場合には、利用中のサービスは同一条件のまま延長されるものとします。

甲が指定した期日に契約更新分の利用料金の入金が確認できない場合、甲は、乙のサービス利用を一時停止する場合があります。また、甲は入金期日以後のデータ保持に関して何ら関与しないものとし、甲は一切その責任を負わないものとします。

第14条（料金改定）

甲は、乙の承諾を得ることなく料金を改訂する場合があります、乙はこれに同意することとします。また、第13条に基づき、契約期間満了の2ヶ月前までに甲は乙に通知の上、改訂後の料金体系は契約更新時に適用されるものとします。

第4章 管理

第15条（アカウントとデータの管理）

乙は、甲から付与された認証情報、IPアドレス、ドメイン名及び本サービスの利用に伴い蓄積された情報（電磁的記録を含む）の管理、使用において自ら責任を持つものとします。第三者による認証情報の不正使用等を含む、その管理、使用により発生した一切の債務は自己の責任及び費用負担において解決し、甲には一切損害を与えないものとします。

乙が第三者に認証情報を知られた又は知られた可能性がある場合は、速やかに甲へ届け出るものとします。

乙の不注意によりサーバにログイン出来ない場合等の認証情報の再設定が必要となった場合、甲は再設定料金を請求するものとします。

乙が本サービス上に保管するデータの管理は、乙が一切の責任を持つものとし、サーバの障害などによって乙のデータの全部または一部が消失しても、甲は一切の責任を負わないものとします。

第5章 サービスの運営

第16条（損害賠償）

甲は、乙の本サービスの利用に際し、サーバダウンその他乙が甲に損害を与えた場合、甲が乙に対し損害賠償請求することができるものとします。

また、乙の本サービスの利用により、電気通信設備への損害を含め本サービスの提供に支障が生じた場合は、上記とは別に、甲が乙に対し損害賠償請求する場合があります。

第17条（免責）

甲は、乙の本サービスの利用に際し、第20条（サービスの停止）に該当する内容やその他、乙に対して発生した損害につき一切の責任を負わないものとします。

また、甲は本サービスの利用に際し、乙が第三者に与えた損害の一切の責任を負わないものとし、乙が第三者に与えた損害は乙の責任と費用をもって解決し、甲に損害を与えることがないものとします。

第18条（法令対応）

刑事訴訟法第218条（令状による捜索）その他同法の定めに基づく強制の処分が行なわれた場合には当該処分の定める範囲で、また特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件が充足された場合には、当該開示請求の範囲で、乙の事前の承諾なく第三者に開示できるものとします。

第19条（合意管轄）

乙と甲の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の合意専属管轄裁判所とします。

第20条（サービスの停止）

以下の場合、甲の合理的な判断に基づき乙に事前に通知することなく、本サービスの運用の全部又は一部を中断・停止することができるものとします。

(1) 天災事変、その他の甲の過失に基づかない事由が発生し又は発生するおそれがあり、電気通信事業法第8条に定める処置を取る場合

(2) 上記の法律上の要請如何に拘らず、天災事変、その他の事由が発生し、もしくは発生するおそれがある場合

(3) 甲の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ない場合

(4) 甲の電気通信設備の障害が発生した場合

(5) 法令による規制、司法・行政命令等が適用された場合

(6)他の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止したことにより、本サービスの提供が困難、あるいは不可能になった場合

(7)その他、甲がサービスの停止をやむを得ないと判断した場合

上記に基づき本サービスの運用の全部又は一部が中断・停止されたことによって生じた乙の損害については、甲は一切責任を負わないこととします。

第21条（情報の削除）

以下の場合、甲の合理的な判断に基づき、乙に事前に通知することなく情報の削除をすることができるものとし、乙は甲に対して異議の申し立てをしないものとします。

(1)掲載内容が、本規約における禁止事項等に該当すると甲が判断した場合

(2)乙によって、登録された情報の容量が甲所定の容量を超過した場合

(3)その他甲が、法律及び公序良俗に従って当該情報を削除する必要があると判断した場合

なお、乙又は第三者が、発信した全ての情報に関する責任は乙又は第三者が負うものとし、甲は本条に関する情報を監視・削除する義務を負うものではない為、当該情報、及び甲が情報を削除しなかったことによる、乙又は第三者の被った損害について、甲は一切責任を負わないものとします。

（附則）

本規約は2012年1月4日から適用されます。